

令和3年度 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付要綱

2都安総交第 1464 号

令和3年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都内（以下「都内」という。）に所在する店舗で安全運転支援装置を販売及び設置することができる事業者に対し、安全運転支援装置を高齢者に新たに販売及び設置した場合に要する経費の一部を高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金（以下「安全運転支援装置補助金」という。）として交付するために必要な事項を定め、もって高齢者の運転する自動車による事故を防止し、都民の安全と安心に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高齢者 都内に住所を有し、都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有し、令和4年3月31日現在で70歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を購入及び設置しようとするもの
- 二 安全運転支援装置 後付け急発進等抑制装置としての機能を有する装置のうち、急発進等抑制装置の先行個別認定要領（令和元年10月15日付国自技第107号「急発進等抑制装置に係る先行個別認定の募集について」別添）又は後付安全運転支援装置の性能認定実施要領（令和2年国土交通省告示第479号）に基づく認定を受けたもの
- 三 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 安全運転支援装置を、当該装置を製造する事業者（以下「製造事業者」という。）が作成する適合表の記載事項等に基づき、設置することが可能であること
 - イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- 四 店舗 次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 原則として、次条に掲げる安全運転支援装置補助金の交付対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）又は補助事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの
 - イ 原則として、都内に立地しているもの
 - ウ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号及び次項のいずれも満たすものとする。

- 一 安全運転支援装置を都内店舗で販売及び設置することができるもの
- 二 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるもの

- 2 次に掲げるものは、補助事業者としない。
- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
 - 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がいるもの

（補助対象経費等）

第4条 補助対象事業における経費等は、次のとおりとする。

一 補助対象経費

補助事業者が、高齢者の使用する自動車に適合した安全運転支援装置を販売及び設置するに当たり、当該装置の販売及び設置に要する費用をいう（消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。）。

二 安全運転支援装置補助金（以下「補助金」という。）

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に高齢者が使用する自動車に適合した安全運転支援装置を販売及び設置した場合の補助金の交付額は、補助対象経費の10分の5とする（交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）。ただし、1台当たり6万円を上限とする。

三 補助対象事業

補助事業者が、補助対象経費から補助金を控除した金額を対価として、高齢者の使用する自動車に適合した安全運転支援装置を販売及び設置する事業をいう。

2 補助対象事業は、第10条第1項に定める補助金の交付の決定が行われた日以降における安全運転支援装置の販売及び設置を対象とする。

3 補助事業者は、次の各号及び次項に掲げることを高齢者の運転免許証及び自動車検査証に基づき、高齢者本人が記載及び提出する東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書（別記第16号様式）により確認した上で、補助対象事業を行わなければならない。また、当該運転免許証及び当該自動車検査証は写しを徵取し、第24条に基づき保存すること。

- 一 高齢者の住所が、都内であること
- 二 高齢者が、有効な運転免許証を保有していること
- 三 高齢者の年齢が、令和4年3月31日現在で70歳以上であること
- 四 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載された自動車であること
- 五 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証上の「所有者の氏名又は名称」又は「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、高齢者の運転免許証に記載されている氏名が同一であること

ただし、これらの氏名が同一でない場合は、当該自動車検査証に記載の「所有者の住所」又は「使用者の住所」と、当該高齢者の運転免許証に記載の住所が同一であること

4 補助事業者は、次の各号に掲げることを、高齢者が誓約し、署名したことを確認した上で、事業を行わなければならない。

- 一 自動車税の滞納がないこと
 - 二 転売を目的として安全運転支援装置を設置しないこと
 - 三 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供すること
 - 四 暴力団員等に該当しないこと
 - 五 安全運転支援装置が、製造事業者が作成する適合表の記載事項等に基づき、当該装置が当該装置を設置しようとする自動車に適合したものであること、並びに当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、補助事業者から説明を受けたこと
 - 六 安全運転支援装置の設置に係る費用の支払に当たり、一般社団法人次世代自動車振興センターが交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」による控除を受けないこと
 - 七 安全運転支援装置設置後に発生した事故や自動車の故障等について、都が一切の責任を負わないことについて了承したこと
 - 八 前項各号の確認事項及び前号までの誓約事項に虚偽があった場合は、補助事業者に対して、販売及び設置に係る費用から自己負担分を差し引いた額を支払うこと
- 5 補助事業者は、安全運転支援装置の販売及び設置に際し、製造事業者が作成する適合表の記載事項等に基づき、当該装置が当該装置を設置しようとする自動車に適合したものであることを確認した上で販売及び設置するとともに、当該装置が当該装置を設置しようとする自動車に適合したものであること、並びに当該装置の機能、動作条件及び適切な使用方法について、高齢者に説明しなければならない。

(補助事業者としての申請)

第5条 第3条に掲げる補助事業者として、前条に掲げる補助対象事業を行おうとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者申請書（別記第1号様式）
- 二 補助対象事業を実施する店舗の一覧（店舗名、所在地、連絡先）
- 三 暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（別記第2号様式）
- 四 法人の場合、履歴事項全部証明書及び印鑑登録証明書
- 五 個人の場合、住民票の写し及び印鑑登録証明書

(補助事業者の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、申請者が補助事業者として適當であると認めるときは、申請者

を補助事業者として決定し、速やかに東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者決定通知書（別記第3号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、申請者が補助事業者として適當と認められないときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助事業者不決定通知書（別記第4号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業者決定の取消し等）

第7条 知事は、前条第1項の規定による補助事業者の決定の後、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、決定を取り消すことができる。

- 一 第4条に規定する補助対象事業を適切に行うことができないものと都が認めたとき
 - 二 偽りその他不正の手段により、補助事業者としての決定を受けたことが判明したとき
 - 三 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
 - 四 第3条に掲げる補助事業者の要件のいずれかを欠いたとき
 - 五 都の信用を傷つけ又は不名誉となるような行為を行ったものと都が認めたとき
 - 六 補助事業者から、補助事業者の取消しの申出があったとき
- 2 知事は、前項により補助事業者の決定の取消しを行ったときは、遅滞なく、当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

（補助対象期間）

第8条 補助対象期間は、令和4年3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を添えて、知事へ申請しなければならない。

ただし、同一の補助対象経費に対して、一般社団法人性世代自動車振興センターが行う「安全運転サポート車普及促進事業費補助金」と重複して交付申請していないこと。

- 一 東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書（別記第5号様式）
- 二 設置する安全運転支援装置について（別記第6号様式）

（補助金の交付決定及び通知）

第10条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を適當と認めるときは、都の予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、前項に基づき、補助金の交付を決定したときは、速やかに東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付決定通知書（別記第7号様式）により、補助金の交付決定額そ

の他必要な事項を申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金不交付決定通知書（別記第8号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（調査等）

第11条 知事は、補助対象事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、前条第2項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けて補助対象事業を行うものに対し、補助対象事業に関する報告を求め、若しくは帳簿その他の物件を調査し、又は補助事業者の従業者その他の関係者に対し、質問をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取及び物件の調査を求められたときは、これに応じなければならず、並びに同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

（補助対象事業の変更等の承認申請）

第12条 補助事業者は、第10条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の全部を廃止し、若しくは一部を中止しようとするときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第9号様式）により知事へ申請し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の変更等の承認及び通知）

第13条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適當と認めるときは、これを承認するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定するものとする。
- 3 知事は、第1項の承認をしたときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業（変更、中止・廃止）承認通知書（別記第10号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

（事業者情報の変更に伴う承認申請）

第14条 補助事業者は、第6条第1項による決定の通知を受けた後、住所、名称、代表者氏名、登録印及び店舗一覧等の情報を変更しようとするときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業事業者情報変更承認申請書（別記第11号様式）により知事に申請し、その承認を受けなければならない。

（事業者情報の変更の承認）

第15条 知事は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類を審査し、その内容を適當と認めるときは、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業事業者情報変更

承認通知書（別記第12号様式）により、前条の申請をした補助事業者にこれを通知するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第16条 補助事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に知事の承認を得た場合はこの限りでない。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助対象事業終了後、当該補助対象事業における実績を、東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業実績報告書（別記第13号様式。以下「実績報告書」という。）に知事が別に指定する書類を添えて、速やかに知事へ報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第18条 知事は、前条の規定による実績報告があったときは、実績報告書等を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金確定額通知書（別記第14号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付及び請求）

第19条 補助金の交付は、前条の規定による補助金の額の確定後に行うものとする。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けるため、前条による補助金の確定額の通知を受けた後、速やかに請求書（別記第15号様式）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第20条 知事は、第10条第1項の規定による補助金の交付の決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - 二 補助対象事業を中止又は廃止したとき
 - 三 暴力団に該当するに至ったとき（代表者、役員又は使用人その他の従業者又は構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
 - 四 その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、補助事業者が第1項の各号に該当したことにより同項の規定による取消しを行った

場合、当該取消しをした者にその旨を通知するとともに、当該補助事業者の氏名又は名称及び取消しの理由を公表することができる。

(補助金の返還)

第 21 条 知事は前条第 1 項の規定により、交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第 22 条 知事が、第 20 条第 1 項の規定により、この交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じた時は、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付金額を控除した額）について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額について年 10.95 パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第 23 条 前条第 1 項の規定により、違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

2 前条第 2 項により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

3 補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(書類の保存)

第 24 条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を作成し、高齢者の運転免許証の写し、自動車検査証の写し及び東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書（別記第 16 号様式）の写しとともに、補助対象事業の完了した日の属する都の会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助制度の理解促進に向けた都の責務)

第 25 条 知事は、第 1 条に掲げる目的の達成に向けて、この補助金が広く活用されるよう、分かりやすい普及啓発などの理解促進に努めるものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項については、知事が別に定める。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。